

大山乳業農業協同組合 次世代育成支援対策推進法 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得者を、次の水準以上にする

男性職員・・・ 2年間に2人以上取得すること

【対策】

- ・令和4年5月 「配偶者の出産後8週間以内の期間に、父親が育児休業を取得できる」など、男性も育児休業取得できることを周知・啓発するため、啓発文書を再度掲示する。
- ・令和4年度～ 職員が仕事と家庭の両立ができるなど、働きやすい職場環境づくりの為に情報交換会や、研修会を年1回以上開催する。

目標2 所定外労働時間を削減する

【対策】

- ・令和4年4月～ ノー残業デーを月に2回以上計画し、取得する。

目標3 年次有給休暇の取得率をアップさせる

(令和3年度実績 年間平均 10.4日 → 令和4年度目標 年間平均 12日/人以上)

【対策】

- ・令和4年度 年休の年間取得目標を計画し、取得する。
取得率向上に向けて、半日年休を活用し、取得推進を図る。

(公表日：令和4年4月1日)